宍粟市公告

指定介護予防支援事業所の指定について

介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の22第１項の規定により、指定介護予防支援事業所として指定したので、同法第115条の30の規定により、下記のとおり公示する。

令和５年３月６日

宍粟市長　福　元　晶　三

記

| | |
|---|---|
| 事業者の名称 | 宍粟市地域包括支援センター |
| 事業所の名称及び所在地 | 宍粟市地域包括支援センター<br>宍粟市山崎町今宿５番地15 |
| 指定年月日 | 令和６年４月１日 |
| サービスの種類 | 介護予防支援 |